

令和８年度 八尾市軽自動車税（種別割）納税通知書等 封入封緘業務仕様書

- １． 委託業務の概要
- ２． 作業日程
- ３． 納品場所
- ４． 封入帳票
- ５． ケース・括束等
- ６． その他
- ７． 全般的注意事項

別添資料 （封入物見本）

資料１ 軽自動車税（種別割）納税通知書

資料２ チラシ１

資料３ チラシ２

資料４ チラシ３

令和７年９月

八尾市財政部市民税課

※本仕様書は令和７年９月現在のものであり、記載事項については、受託業者と協議の上、変更
する場合があります。

1 委託業務の概要

軽自動車税（種別割）納税通知書等について、封入帳票を委託者より引取り、納税通知書及びチラシ等を裁断し、折り、セットのうえ封入封緘を行い、納品する。

2 作業日程（予定）

令和8年4月17日（金）から令和8年4月27日（月）

※4月17日午後引渡、4月27日納品

3 納品場所（予定）

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所 本館

4 封入帳票

- 納税通知書（両耳、天地カット、中央二つ折り）【資料1】
- チラシ1（A4サイズに2面印刷したものをA5サイズに裁断し、中央二つ折り）【資料2】
- チラシ2（A4サイズに2面印刷したものをA5サイズに裁断し、中央二つ折り）【資料3】
- チラシ3（「地方税お支払いサイト関係文書」） 【資料4】

大きさ 縦 11.4cm×横 18.1cm ※折りは不要で封筒に封緘できるサイズ

5 ケース・括束等

5-1 帳票等の引渡し【引き渡し日 4月17日午後 八尾市役所】

- ・軽自動車税（種別割）納税通知書は連帳のまま引き渡す。
- 帳票は、下記区分別の連番順で、連続帳票にて出力し、箱に収めた状態で提供する。

【区分】

- ①市内（カスタマーバーコード有）
- ②市内（カスタマーバーコード無）
- ③市外（カスタマーバーコード有）
- ④市外（カスタマーバーコード無）
- ・チラシ1から3
- ・窓あき封筒（市内特別用・料金後納用）

5-2 裁断等について

- ・納税通知書は、バースター処理（両耳、天地カット）のうえ、1枚で製本（中央二つ折り）する。
- ・チラシ1及び2（A4サイズ）は、A5サイズに裁断のうえ、1枚で製本（中央二つ折り）する。
- ・チラシ3は、裁断等不要。

5-3 封入封緘について

市内分は、窓あき封筒（区内特別用）を、市外分は、窓あき封筒（料金後納用）を用い、「納税通知書」「チラシ1」「チラシ2」「チラシ3」の順に封入すること。

封入封緘後、封筒は①市内（カスタマーバーコード有）／②市内（カスタマーバーコード無）／③市外（カスタマーバーコード有）／④市外（カスタマーバーコード無）のグループに振り分け、通し番号順で５０通ごとに輪ゴムで括束すること。ケースの上面・側面に振り分け区分名称と連番、通し番号（〇〇～△△）を記載すること。同一ケースに市内と市外、カスタマーバーコード有と無を混同しないこと。ジャム分は納品日に直接納品すること。また、ジャム分の一覧表を提出すること。あわせて、残余の引き渡し品を返却すること。

予定数量

６７，０００件

※数量不確定の為、単価契約とする。

６ その他

6-1 業務着手・完了届の提出について

封入封緘業務を始める前に「令和８年度軽自動車税（種別割）納税通知書等封入封緘業務着手届」、全業務完了後に『令和８年度軽自動車税（種別割）納税通知書等封入封緘業務完了届』を提出すること。

6-2 委託料の支払いについて

請求書の提出があった後に、契約書に記載の単価金額に実施業務数を乗じた金額を支払う。

７ 全般的注意事項

- ・個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の漏えい、紛失、大量のき損、その他の事故が起きないように常に注意を払い、業務を遂行すること。
- ・八尾市保有個人情報保護管理規程第 39 条第 3 項の外部委託に関する規定により、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、実地検査等を受けること。
- ・帳票の引取り及び成果物の納品時における運搬作業については、複数の社員で行い、事故等万一の事態に備えること。また、他所に立寄らず、搬入先に直行すること。
- ・事故等に遭遇した際には、必ず社員 1 名は通知書等の傍を離れることなく、個人情報の漏えい防止に努め、また、直ちに警察への届出を行うとともに、市民税課へ状況を報告し、同課と協議の上必要な措置を講ずること。
- ・納税通知書等の折りについては、切り取り線や中心線に注意し作業を進めること。
- ・受託期間中は、毎夕刻 5 時ごろに、作業の進捗状況を市民税課の担当職員まで電話にて報告すること。
- ・成果物の納品時が雨天である可能性もあるため、納品する箱は雨天であっても水が浸み込まない、また、重ねた時に下段の箱がつぶれ成果物を損なうことが無いよう、一定の防水・強度があるものを使用すること。